

令和 8 年度

# 入学者選抜募集要項



## 松江北高等学校が求める生徒像

1. 多様な価値観を認め、豊かな人間関係をつくる生徒
2. 高い目標に向かって、自ら学ぶ意欲をもつ生徒
3. 学習だけでなく、いろいろな活動に積極的に取り組む生徒
4. 社会で活躍することを目指す生徒

島根県立松江北高等学校

# 目次

I	出願の基本的事項	2～3
II	総合入学者選抜	4～6
III	一般入学者選抜	7～11
IV	第2次募集入学者選抜	12～14
V	合格発表後の手続	15

- 本要項に記載の各様式は、次のホームページからダウンロードできる。

本校所定の様式 本校ホームページ（入学者選抜関係）

<https://www.matsuekita.ed.jp/junior-high-school/senbatsu/>

その他の様式 島根県教育委員会ホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu\\_info/index.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/index.html)



本校ホームページ（入学者選抜関係）



島根県教育委員会ホームページ

- 入学者選抜に係る書類等を郵送により提出する場合、宛先及び宛名は次のとおりとする。

〒690-0872 島根県松江市奥谷町164番地 島根県立松江北高等学校長

封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書する。

- 入学者選抜に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

松江北高等学校 総務部

電話番号 (0852) 21-4888 FAX 番号 (0852) 21-4977

令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、令和 8 年度募集要項を次のように定める。

## I 出願の基本的事項

### 1 実施する入学者選抜

- (1) 総合入学者選抜〔総合選抜〕  
普通科，理数科において実施する。
- (2) 一般入学者選抜〔一般選抜〕  
普通科，理数科において実施する。
- (3) 第 2 次募集入学者選抜〔第 2 次募集〕  
(1)及び(2)の選抜の結果，欠員が生じた学科において実施する。

### 2 応募資格

島根県公立高等学校入学者選抜に応募することのできる者は，国公立高等学校若しくはこれに準ずる学校，中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で，次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。なお，各選抜の出願資格についてはそれぞれの選抜のページを参照すること。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和 8 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者

### 3 入学定員

普通科については 200 名を入学定員とする。  
理数科については 40 名を入学定員とする。

### 4 保護者が県内に居住する場合の出願

保護者が県内に居住する場合，原則として本校に出願することができる。  
ただし，次の(1)，(2)の場合は，それぞれの記載によるものとする。

- (1) 本校普通科においては，保護者の居住地に応じて，次のとおり一般選抜及び第 2 次募集における合格者数を制限する。松江市外からの出願である場合，その合格者数は普通科の入学定員の 10% (20 名) 以内とする。  
なお，転居等に伴う本校普通科への出願前手続については，Ⅲの 2 の(3)を参照のこと。
- (2) 県外の中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）から出願する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 9 号）を在籍又は出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出すること。  
なお，一般選抜及び第 2 次募集において，本校普通科を志願する場合は，保護者の居住地に応じて，(1)の制限を受ける。

### 5 保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し，次の(1)又は(2)に該当する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 9 号）を在籍又は出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出すること。

- (1) 保護者の転勤等による一家転住等，正当と認められる理由のある場合  
なお，一般選抜及び第 2 次募集において，本校普通科に出願する場合は，保護者の居住予定地に応じて，Ⅰの 4 の(1)の制限を受ける。
- (2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合  
身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母，おじ，おば等）とする。ただし，本校校長が認めた場合，親族以外を身元引受人とすることができる。  
なお，一般選抜及び第 2 次募集において，本校普通科に出願する場合は，身元引受人を保護者と見なし，身元引受人の居住地に応じて，Ⅰの 4 の(1)の制限を受ける。

## 6 身元引受人による出願者の合格者数の上限

本校の入学定員内において、身元引受人による出願者の合格者数を原則として4名以内とする。ただし、本校校長と島根県教育委員会との協議により、入学定員内において4名を超えて合格者を決定することがある。

## 7 複数学科等への出願

それぞれの選抜において、志願者は2校以上の公立高等学校に出願することはできない。

ただし、一般選抜及び第2次募集においては、本校の普通科及び理数科の2学科に、第1志望、第2志望の順位をつけて出願することができる。

## 8 出願の方法

- (1) 志願者は、インターネット出願システムにより、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に出願手続きを行う。
- (2) インターネット出願システムによる出願に必要なID等の情報は、在籍又は出身中学校等に問い合わせる。
- (3) 在籍又は出身中学校等の校長は、出願を承認した志願者に関する書類等を、インターネット出願システム及び郵送等により、出願期間内に本校校長へ提出する。

## 9 自己申告書の提出

志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校校長へ提出しなければならない。

なお、在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に本校及び学科名、在籍又は出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

## 10 出願後の辞退

一般選抜及び第2次募集において、何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合、在籍又は出身中学校等の校長は公立高等学校入学者選抜辞退届（以下「辞退届」という）（様式第17号）を提出する。詳細はⅢの6又はⅣの3を参照すること。また、総合選抜においても、これに準じる。

## 11 その他

- (1) 帰国・外国人生徒等の出願及び特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願については、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱5ページのⅡ「帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置」及び8ページのⅢ「特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願及び特別措置」に示す。
- (2) 提出書類を手書きで記入する場合は、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）とする。
- (3) 氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。

## II 総合入学者選抜（総合選抜）

### 1 実施学科

普通科，理数科において実施する。

### 2 募集人員

普通科については入学定員 200 名の 10%（20 名程度）を募集人員とする。

理数科については入学定員 40 名の 10%（4 名程度）を募集人員とする。

### 3 出願

#### (1) 出願資格

原則として，令和 8 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で，かつ，次の(7)から(9)の全てに該当する者とする。

(7) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること

(8) 当該学科に適性，興味及び関心を有すること

(9) 合格内定した場合，入学の意思が確実であること

普通科については，(7)から(9)に加え，次の(1)を出願の要件とする。

(1) 次の①から③の全てに該当する者

① 将来，国内外を問わず，広く社会に貢献しようとする意欲があり，その動機や理由が明確である者

② 全教科の評定平均が概ね 4.5 以上である者

③ 英語の評定平均が概ね 4.6 以上である者又は実用英語技能検定準 2 級以上の取得者

理数科については，(7)から(9)に加え，次の(2)を出願の要件とする。

(2) 次の①から③の全てに該当する者

① 将来，国内外を問わず，科学（理科・数学・情報）分野において広く社会に貢献しようとする意欲があり，その動機や理由が明確である者

② 数学，理科の 2 教科全体の評定平均が概ね 4.8 以上である者

③ 英語の評定平均が概ね 4.6 以上である者又は実用英語技能検定準 2 級以上の取得者

#### (2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和 8 年 1 月 7 日(水) 0 時（午前 0 時） から 1 月 9 日(金)17 時までとする。

イ アによらない書類

令和 8 年 1 月 7 日(水)から 1 月 9 日(金)17 時までとする。

持込みの場合：3 日間とも 9 時から 17 時まで

郵送の場合：1 月 9 日(金)17 時以降に届いたものについては，1 月 8 日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

#### (3) 出願手続

ア 志願者は，次に掲げるものを，卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に本校校長に提出する。ただし，入学願書の提出は 1 人 1 校 1 学科に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第 1 号の 2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面，縦 4：横 3 の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，6 か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
志望理由書 (様式第 5 号又は様式第 5 号の 2)		様式第 5 号又は様式第 5 号の 2 により作成し，アップロードする。

本校が指定した書類等	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションの要旨（本校所定の様式）※理数科のみ黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。</li> <li>・実用英語技能検定準2級以上の取得を証明する書類のコピー（(1)の(イ)の③及び(1)の(オ)の③に該当する場合のみ）</li> </ul>
その他志願者が出願にあたって必要な書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合。Ⅰの5を参照）</li> <li>・自己申告書（様式第14号）等</li> </ul>

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 （様式第2号）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 （様式第3号）		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。	
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 （様式第4号）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。</li> <li>・選抜区分ごとに作成する。</li> </ul>	
本校が指定した書類等	郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて本校校長に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションの要旨</li> <li>・実用英語技能検定準2級以上の取得を証明する書類のコピー</li> </ul>
その他志願者が出願にあたって必要な書類			<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類</li> <li>・自己申告書（様式第14号）等</li> </ul>

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

Ⅰの5を参照すること。

(5) 自己申告書の提出

Ⅰの9を参照すること。

#### 4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

#### 5 選抜のための検査

##### (1) 検査方法

###### ア 小論文（普通科・理数科共通）

(ア) 英語による文章を読んだうえで解答する問題を出題する。

(イ) 解答にあたっては、日本語や英語による論述を求める。

###### イ 面接（普通科）

(ア) 面接は受検者ごとに行う。

(イ) 面接の冒頭で英語による自己紹介を2分程度行う。その後、面接時間の一部を利用して、英会話での質問や受け答えを行う。

###### ウ 面接・プレゼンテーション（理数科）

- (フ) 面接・プレゼンテーションは受検者ごとに行う。
- (イ) 科学（理科・数学・情報）分野の課題研究に関するプレゼンテーションを7分程度行った後、プレゼンテーションの内容を含めた質問や受け答えを行う。
- (ウ) プレゼンテーションはポスター発表とする。発表内容は模造紙1枚にまとめ、当日持参し説明に用いること。

(2) 検査場

松江北高等学校とする。

(3) 検査日時

令和8年1月21日(水)

受付	小論文	昼食	面接（理数科はプレゼンテーションを含む）
10:00～10:20	10:30～11:30		12:30～

6 選抜

提出された書類及び小論文、面接、プレゼンテーション（理数科のみ）をもとに総合的に判断して選抜を行う。

(1) 選抜において重視する点

- (ア) 将来、国内外を問わず、広く社会に貢献しようとする意欲をもっていること
- (イ) 本校普通科または理数科を志望する動機や理由が明確であり、本校の学習活動をはじめとする教育活動全般に対して興味・関心をもち、意欲的な姿勢を有していること
- (ウ) 自ら課題を見つけその課題を解決していくために必要な「読む力」「書く力」「伝える力」を備えており、それらをさらに高めようとする意欲をもっていること

(2) 選抜検査ごとの評価の観点

ア 小論文（普通科・理数科共通）

- (ア) 出題（英文を含む）の内容を正確に読み取る力があるか。（英語の「読むこと」の技能を含む）
- (イ) 読み取った情報を整理し、的確にまとめる力があるか。
- (ウ) 自分の考えを文と文のつながりを意識した文章で表現する力があるか。（英語による文章表現を含む）

イ 面接（普通科）

- (ア) 国内外を問わず、広く社会に貢献しようとする意欲があるか。
- (イ) 志望動機や志望理由が明確であるか。
- (ウ) 英語に関して、「聞くこと」と「話すこと」の技能を有しているか。
- (エ) 本校の教育活動全般に対して興味・関心をもち、意欲的な姿勢を有しているか。

ウ 面接・プレゼンテーション（理数科）

- (ア) 国内外を問わず、科学（理科・数学・情報）分野において広く社会に貢献しようとする意欲があるか。
- (イ) 志望動機や志望理由が明確であるか。
- (ウ) 課題研究のテーマや内容が独創的で、論旨が明確なプレゼンテーションができているか。
- (エ) 本校の教育活動全般に対して興味・関心をもち、意欲的な姿勢を有しているか。

7 合格内定通知

合格内定の有無について、本校校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また、合格内定者へは、本校校長から中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日(木)10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日(金)10時とする。

8 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 総合選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、総合選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

### Ⅲ 一般入学者選抜（一般選抜）

#### 1 募集定員

普通科については入学定員 200 名から総合選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。  
理数科については入学定員 40 名から総合選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

#### 2 出願

##### (1) 出願資格

I の 2 に定める応募資格のある者とする。

##### (2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和 8 年 2 月 2 日(月) 0 時(午前 0 時) から 2 月 5 日(木) 12 時までとする。

イ アによらない書類

令和 8 年 2 月 2 日(月) から 2 月 5 日(木) 12 時までとする。

持込みの場合：2 月 2 日(月), 2 月 3 日(火), 2 月 4 日(水) は 9 時から 17 時まで

2 月 5 日(木) は 9 時から 12 時まで

郵送の場合：2 月 5 日(木) 12 時以降に届いたものについては、**2 月 4 日(水) までの消印があるもの**に限り受け付ける。

##### (3) 転居等に伴う地域外制限の設定校・学科への出願前手続

松江市内の地域外制限の設定校・学科(松江北, 松江南, 松江東の各高等学校普通科)に出願する者のうち、保護者が県内に居住し、次の(7)又は(イ)に該当する場合は、出願に当たり**所定の期間内**に転居等に係る地域認定願(様式第 7 号)を出願する予定の高等学校長へ提出し、許可を受けることにより、**松江市内**からの出願としての扱いを受ける。

(7) 保護者の居住地が松江市外にあり、転勤等による転居等の正当と認められる理由がある場合

(イ) 志願者本人が県内の他の地域に居住し、松江市内に居住する保護者との同居を予定している場合

なお、正当と認められる理由があるとして許可を得た者は、一般選抜における出願、志願変更による出願、及び第 2 次募集における出願のいずれにおいても、松江北, 松江南, 松江東の各高等学校の**普通科**を志望する際には、松江市内からの出願としての扱いを受ける。

また、転居が県外からの場合は、**I の 5**の手続きを必要とする。

提出できる期間：令和 8 年 1 月 22 日(木)から 1 月 29 日(木) 17 時まで **(必着)**

##### (4) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第 1 号)	インターネット出願システム	・必要な情報の登録をもって提出とする。 ・学力検査場について特別措置を願い出る場合(後述する 8 の(2)の(7)に該当する場合は、所定の欄に入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦 4 : 横 3 の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6 か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと(白黒・カラー写真の別は問わない)。

<p>その他志願者が出願にあたって必要な書類</p>	<p>中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し （正当と認められる理由があるとして<b>松江市内からの出願としての扱いを受ける者</b>で、転居等に係る地域認定願を提出した以外の、<b>松江市内の地域外制限の設定校・学科</b>を志願する場合）</li> <li>・地域内居住確認届（様式第8号） （保護者の居住地は松江市内であるが、正当と認められる理由により、松江市外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者で、本校普通科を志願する場合）</li> <li>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 （保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合。<b>Iの5</b>を参照）</li> <li>・自己申告書（様式第14号） 等</li> </ul>
----------------------------	------------------------------	--

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
<p>個人調査報告書 （様式第2号）</p>	<p>インターネット出願システム</p>	<p>必要な情報の登録をもって提出とする。</p>	
<p>学習成績・特別活動の記録等概要表 （様式第3号）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。</li> <li>・総合選抜で既に提出している中学校等も提出する。</li> </ul>	
<p>公立高等学校入学者選抜出願者名簿 （様式第4号）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。</li> <li>・選抜の種類ごとに作成する。</li> </ul>	
<p>その他志願者が出願にあたって必要な書類</p>	<p>郵送又は持ち込み</p>	<p>志願者から提出のあった書類等を取りまとめて本校校長に提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し</li> <li>・地域内居住確認届（様式第8号）</li> <li>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類</li> <li>・自己申告書（様式第14号）</li> <li>・状況説明書（様式第15号） 等</li> </ul>

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。  
特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。  
その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

- (5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願  
Iの5を参照すること。
- (6) 自己申告書の提出  
Iの9を参照すること。
- (7) 長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願  
中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱10ページの「IV 長期欠席者等に配慮した選抜方式」に示すところによる。
- (8) その他  
いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

### 3 出願状況の発表

上記2による出願者の状況を、令和8年2月6日(金)の10時に、島根県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の**志願変更後**の出願者の状況を、2月18日(水)の14時に、同ホームページで発表する。

### 4 志願変更

上記2により出願をした者が希望する場合には、1回に限り、本校の他の学科又は他の学校の課程、学科(部)に志願変更することができる。

ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。

#### (1) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への申請期間は令和8年2月9日(月)0時(午前0時)から2月12日(木)17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

イ 志願変更先高等学校への出願期間は令和8年2月13日(金)0時(午前0時)から2月16日(月)17時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

インターネット出願システムによらない書類の提出は、在籍又は出身中学校等の校長を経由して持ち込み又は郵送により提出する。

持込みの場合：2月13日(金)9時から2月16日(月)17時までとする。

郵送の場合：2月16日(月)17時以降に届いたものについては、**2月13日(金)までの消印**があるものに限って受け付ける。なお、郵送の場合は、在籍又は出身中学校等の校長から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

#### (2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に申請する。

イ 志願変更を承認された者は、上記2の(4)の**ア**に準じる書類を、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願変更先の高等学校に提出する。ただし、以下の点に留意すること。

・本校内の他の学科に志願変更をする場合、次の①から③を再度提出する必要はない。

① 転居等に係る地域認定願(様式第7号)の写し

② 地域内居住確認届(様式第8号)

③ 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類

・所定の期間内に転居等に係る地域認定願(様式第7号)を提出していなかった者が、志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。ただし、保護者の転勤等による転住に伴い、地域外制限の設定校・学科への変更又は地域の変更を伴う志願変更が生じた場合には、後述する「**5 特別入学志願許可の取扱い**」によること。

ウ 在籍又は出身中学校等の校長は、上記2の(4)の**イ**に準じる書類を、所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。ただし、以下の点に留意すること。

・公立高等学校入学者選拔出願者名簿(様式第4号)は、志願変更用として志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出する。

・学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)は、当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する。

エ その他

(7) 志願変更手続においていったん受理した添付書類等及び受検料は返還しない。

(イ) いったん志願変更を申請した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、在籍又は出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届(様式第17号)を提出する。

#### (3) その他

保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願、自己申告書の提出については、Iの5及びIの9に準じる。

## 5 特別入学志願許可の取扱い

- (1) 保護者の転勤等による転住によって、本校へ所定の出願期間を過ぎて出願するときは、島根県教育委員会に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書(様式第11号)によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には、公立高等学校特別入学志願許可書を本校校長に提出しなければならない。
- (2) 保護者の転勤等による転住に伴い、地域外制限の設定校・学科への変更又は地域の変更を伴う志願変更が生じた場合には、上記(1)の手続きによるものとする。

## 6 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は速やかに本校校長に辞退届(様式第17号)を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

受付期間：原則として、令和8年2月25日(水)まで(速やかに届け出る)。

受付期間以降で判明した場合は、在籍又は出身中学校等の校長は出願先の高等学校長及び島根県教育委員会に直ちに電話連絡し、辞退届(様式第17号)を出願先の高等学校長に提出すること。

## 7 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年2月19日(木)から2月25日(水)

## 8 学力検査

### (1) 実施期日及び教科とその配点

実施期日は、令和8年3月4日(水)の1日とし、下記の教科を1教科50分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも50点満点とする。なお、学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱86ページを確認すること。

受付	諸注意・入場	国語	数学
8:30～8:50	8:50～9:15	9:20～10:10	10:30～11:20
社会	昼食	英語	理科
11:40～12:30		13:20～14:10	14:30～15:20

### (2) 学力検査場

受検者は、松江北高等学校検査場で受検する。ただし、隠岐郡の場合に限り、次の(7)から(9)のとおり特別措置(以下「検査場特措」という。)を講じる。

- (7) 隠岐郡から本校を志願する場合は、隠岐郡内の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (8) 検査場特措を願い出る場合は、インターネット出願システムにより出願する際に、所定の欄に入力する。
- (9) 検査場特措による学力検査場は、出願後に決定し、受検票に記載される。

## 9 追検査

### (1) 受検資格

一般入学者選抜検査(以下「本検査」という。)当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(7)又は(8)に該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。

- (7) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者
- (8) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者  
上記(7)、(8)は、具体的には次の①～④等に相当する。

- ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者

- ② 本検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者
- ③ 本検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者
- ④ 本検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者

## (2) 出願手続

ア 在籍又は出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(7) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただし本校校長及び島根県教育委員会へ電話で連絡する。

ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(4) 中学校等の校長は、以下のものを、3月5日(木)10時までに本校校長に提出する。

ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- ・追検査受検願（様式第18号） 1部
- ・証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。） 1部
- ・追検査受検者名簿（様式第19号） 3部

なお、(1)の③、④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、中学校等の校長が証明する「申告書」（様式第18号の2）を提出すること。

## (3) 実施期日及び検査内容

令和8年3月10日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。

## (4) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会が定める。

## (5) その他

(7) 追検査の受検料は徴収しない。

(4) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。

(9) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準じる。

(1) その他詳細については、別途通知する。

## 9 選抜要領

受検者について、在籍又は出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績、自己申告書等に基づいて、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

## 10 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は、原則として令和8年3月11日(水)12時までに、本校校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。その際、中学校長等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、中学校等の校長から本校校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

## 11 合格発表

合格発表は令和8年3月13日(金)10時とする。合格者へは、本校校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第24号）により通知する。また、当日島根県教育委員会管理サイトにおいても発表する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

## 12 その他

(1) 合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。

(2) 合格者が本校校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、本校校長は合格を取り消すことがある。

## IV 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

### 1 第2次募集人員

令和8年度公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた学科において、各学科の欠員数を第2次募集の募集人員とする。

ただし、普通科における松江市外からの合格者については、その制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学科及びその募集人員は、令和8年3月13日(金)10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

### 2 出願

#### (1) 出願資格

Iの2に定める応募資格のある者のうち、以下の(7)又は(イ)に該当する者を除く。

(7) 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(イ) 令和8年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校（志願変更をした場合には、志願変更後の学校）に再度出願することはできない。

また、一般選抜学力検査を受検していること。

#### (2) 出願及び関係書類提出期間

令和8年3月16日(月)から3月17日(火)15時までとする。本校への持込みによる提出を原則とするが、隠岐郡から本校に出願する場合等、何らかの理由で郵送により提出する場合は、在籍又は出身中学校等の校長から本校校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

#### (3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の3)	インターネット 出願システム	・必要な情報の登録をもって提出とする。 ・一般選抜で、本校とその分校を併願した場合は、「一般選抜受検校」の第2志望学科欄に、本校名又は分校名と学科名を入力する。 ・一般選抜で、全日制課程と併設する定時制課程を併願した場合は、「一般選抜受検校」の第2・第3・第4志望学科欄に、課程と学科名を入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。

その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し （正当と認められる理由があるとして<b>松江市内からの出願としての扱いを受ける者</b>で、転居等に係る地域認定願を提出した以外の、<b>松江市内の地域外制限の設定校・学科</b>を志願する場合）</li> <li>・地域内居住確認届（様式第8号） （保護者の居住地は松江市内であるが、正当と認められる理由により、松江市外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者で、本校普通科を志願する場合）</li> <li>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 （保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合。<b>Iの5</b>を参照）</li> <li>・自己申告書（様式第14号） 等</li> </ul>
---------------------	-----------------------	--

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 （様式第2号）	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 （様式第3号）		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。	
公立高等学校入学者選拔出願者名簿 （様式第4号）		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて本校校長に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し</li> <li>・地域内居住確認届（様式第8号）</li> <li>・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類</li> <li>・自己申告書（様式第14号）</li> <li>・状況説明書（様式第15号） 等</li> </ul>

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、入学検定料800円を納付する。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

**Iの5**を参照すること。

(5) 自己申告書の提出

**Iの9**を参照すること。

(6) 長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱10ページの「**IV 長期欠席者等に配慮した選抜方式**」に示すところによる。

3 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は**速やかに本校校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。**

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

#### 4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷する。

受検票交付期間：令和8年3月18日(水)

#### 5 選抜のための検査

出願者の招集は行わない。

#### 6 選抜

提出された資料と一般選抜学力検査の結果を総合的に判断し、選抜する。

#### 7 合格発表

令和8年3月24日(火)15時に、島根県教育委員会管理サイト及びインターネット出願システムにより発表する。

#### 8 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料は返還しない。
- (2) 合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第20号)の提出を求める。
- (3) 合格者が本校校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、本校校長は合格を取り消すことがある。
- (4) その他、特別に必要があるときは、本校校長は島根県教育委員会と協議して決定する。

## V 合格発表後の手続

### 1 入学意思

#### (1) 入学意思通知書の提出

各選抜による合格者は、合格通知書の交付とともに配付される「入学意思通知書」を、**所定の期間内**に提出する。ただし、遠隔地に居住している等の理由で提出が間に合わない者は、**所定の期間内**に入学意思を電話で連絡する。その際、入学意思通知書は、入学予定者説明会に持参すること。

#### (2) 提出及び連絡期間

一般選抜による合格者：合格発表後から令和8年3月19日(木)17時まで**(必着)**とする。

3月13日(金)は10時から17時まで

3月16日(月)、3月17日(火)、3月18日(水)、3月19日(木)は9時から17時まで

第2次募集による合格者：合格発表後から令和8年3月25日(水)12時まで**(必着)**とする。

3月24日(火)は15時から17時まで

3月25日(水)は9時から12時まで

### 2 入学予定者説明会

入学予定者説明会を令和8年3月26日(木)に開催する。入学式に先立ち、学校説明及び教材販売等を行うので、**合格者本人と保護者**で参加すること。詳細は合格通知書とともに配付する。

### 3 寄宿舍への入舎希望

松江北高等学校寄宿舍への入舎を希望する場合は、入学意思通知書の所定の欄に必要事項を記入すること。入舎許可の有無については、本校担当者から所定の期日以降に電話連絡する。

一般選抜による合格者：令和8年3月23日(月)以降

第2次募集による合格者：令和8年3月25日(水)以降

なお、入舎許可となった場合は、入学予定者説明会にて入舎許可書を交付する。

### 4 入学者選抜学力検査結果の本人提供

受検者は、本人の入学者選抜学力検査の結果について、次のとおり提供の申し出を行うことができる。

期間は令和8年4月1日(水)から4月30日(木)までの平日の9時から17時までとする。

場所は一般選抜における、受検先の公立高等学校とする。なお、**受検票**の提示を必要とする。



